足場の組立て等作業主任者技能講習会
開　催　ご　案　内

労働安全衛生法第１４条、同法施行令第６条第１５号により、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが５メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わせなければなりません。

北労安教第1号 期限2024.3.30

北海道労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会北海道支部

http://www.kensaibou-hokkaido.jp/

１．受講資格

受講資格の経験年数は、年少者労働基準規則により満１８歳以上からの経験年数となります。

①　足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て、解体又は変更（以下、「足場の組立て等」という。）に関する作業に３年以上従事した経験を有する者

※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

②　大学、高等専門学校又は高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（以下、「大卒等」という。）で、足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等に関する作業に２年以上従事した経験を有する者

※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証の写し」を添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。
また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

③　職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練等を修了した者で、その後足場の組立て等に関する作業に２年以上従事した経験を有する者

※この資格で受講する方は、「当該訓練等に係る修了証等」の写しを受講申込書に添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。①の「足場作業特別教育修了後の経験年数」は「訓練等修了後の経験年数」と読み替えます。

④　上記①又は②に該当しない場合で、以下に該当する方は、受講することが出来ます。
この場合も、経験年数は満１８歳以上からの経験年数となります。

㋐　平成２９年６月３０日までに３年以上の経験年数を有する者

※この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

㋑　大卒等で平成２９年６月３０日までに２年以上の経験年数を有する者

※この資格で受講する方は、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

㋒　平成２７年７月１日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成２９年６月３０日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数（平成２９年６月３０日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成２９年７月１日以降の経験年数に限る）の合計が３年以上ある者

※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

㋓　大卒等で平成２７年７月１日以前から足場の組立て等に関する作業に従事していて、平成２９年６月３０日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数（平成２９年６月３０日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成２９年７月１日以降の経験年数に限る）の合計が２年以上ある者

※この資格で受講する方は、受講申込書に「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の③に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。また、学校の「卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを受講申込書に添付してください。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

２．開催日時・会場・定員

講習は２日間です。各日とも講習開始時刻の１０分前までに受付けをしてください。

日時　令和５年２月８日(水)　8時25分～17時予定
２月９日(木)　8時25分～17時10分予定
場所　室蘭建設会館(室蘭市入江町1番74)
定員　５０名

３．講習科目・修了試験

①	作業の方法に関する知識（専門知識）	７時間００分
②	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（関連知識）	３時間００分
③	作業者に対する教育等に関する知識（教育知識）	１時間３０分
④	関係法令	１時間３０分
⑤	修了試験	１時間００分
⑥	講習時間合計（修了試験を除く）	１３時間００分

４．時間割（予定）

1日目	時間	8:25～8:30	8:30～11:50	11:50～12:40	12:40～17:00		
	項目	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ	専門知識 (休憩10分×2回)	昼食休憩	専門知識 (休憩10分×2回)		
2日目	時間	8:25～8:30	8:30～11:50	11:50～12:40	12:40～14:20	14:20～16:00	16:00～17:10
	項目	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ	関連知識 (休憩10分×2回)	昼食休憩	教育知識 (休憩10分)	関係法令 (休憩10分)	試験説明 修了試験

５．講習科目の受講一部免除

受講資格を有する方が以下に該当する場合は、科目の一部免除を受けることができます。

区分	講習科目の一部免除を受けることができる者	免除される科目
A	職業能力開発促進法に定める検定職種のうちとびに係る１級又は２級の技能検定に合格した者等	専門知識、関連知識
B	職業能力開発促進法に定めるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	専門知識、関連知識、教育知識

【注】科目の一部免除を受ける方は、修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

※一部免除者の取り扱い～「11.④」参照

６．修了試験・修了証

① ２日目の講義終了後、引続き修了試験を行います。
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ修了試験を受けることができません。
修了試験は、「全科目合計の６割以上の得点」及び「科目ごとに４割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。

② 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(ＨＢ・Ｂ)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。

③ 修了試験合格者には、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。不合格者には「不合格通知書」を郵送します。

④ 「修了証」は、受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」で郵送します。
当支部で他の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。
統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

７．受講料

① 全科目受講者　受講料（教材費込み）　１５，９８０円（消費税込み）
② 科目免除者　　受講料（教材費込み）　　９，３８０円（消費税込み）

８．受講申込みに必要なもの

① **「受講申込書」**
「経験証明欄」に受講資格の経験年数を証明する「事業主証明」が必要です。
個人事業主が自ら受講する場合、「事業主証明」は第三者の証明が必要となります。

② **「本人を確認するための書類」（いずれかの写しを添付）**
自動車運転免許証（住所変更した場合は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）
パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

③ **「受講資格を証明する書類」（写しを添付）（対象者のみ）**
「１．受講資格」の②③の資格で受講する方は、卒業証明書、卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）、修了証等を受講申込書に添付してください。

④ **「証明写真（カラー）２枚」**（縦3.0㎝×横2.5㎝） 上半身無帽で最近６ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
（色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可。）

⑤ **「受講料」**

⑥ **「修了証郵送料（２４４円分の切手）」**（現金での納付はできません。）

⑦ **「講習科目の一部免除を証明する書類」（写しを添付）（対象者のみ）**
科目の一部免除を希望される方は、免除資格を証明する修了証、合格証等を添付してください。

９．申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部室蘭分会(略：建災防室蘭分会)
室蘭市入江町1番74　室蘭建設会館2階　TEL0143-25-1255

「8．受講申込みに必要なもの」に記載されているものを室蘭分会事務局へ持参してください。受付け終了後「受講券・領収書」をお渡しいたします。予約は行っていません。申込順の受付となります(電話・FAXなどでの受付は行っていません。)

受付開始日　１月１７日(火)　**※受付開始日前の申込受付はいたしかねます。**
※受付時間は土日祝日以外の９～１６時３０分です。

10. 申込み時の注意事項

① 受講申込みの締切りですが、定員に達した場合は受講受付を終了しますのでご了承ください。
~~（受付け締切り後に届いた申込書等は返却します。）~~

② **原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。~~（他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。）~~

③ 証明写真（カラー、縦3.0㎝×横2.5㎝、裏面に氏名記入）２枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

~~④ 受講者が３０名以上となる場合は、個別開催に応じますのでご相談ください。~~

11. 受講時の注意事項

① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。

② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等は出来ません。

③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始１５分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることが出来ません。（いかなる場合でも講習開始１５分を超える遅刻は認められません。）

④ 講習科目の一部免除を受ける方は、自分が受講する科目の開始時刻の２０分前に来場し、受付けをしてください。

⑤ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル（ＨＢ・Ｂ）」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。

⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は **50分間予定** ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。

⑦　講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。

⑧　講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことが出来ます。

⑨　会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。

受動喫煙防止のため、室蘭建設会館及び敷地内では禁煙となっております。

14. 旧姓又は通称の併記

①　修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を〇印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。

②　旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。

③　通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第１項（外国人住民の通称の住民票への記載等）に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。

④「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※は記入しないで下さい。

※受付　第　　号

（北労安教第１号）

足場の組立等作業主任者
技能講習受講申込書

ふりがな			性別	生年月日	カラー写真2枚 縦3.0cm×横2.5cm 写真はこの欄に糊付けしないで、写真の裏面に氏名を記入して提出してください。
氏名			男・女	昭和 平成　年　月　日 （満　才）	
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無（○印）	有・無	併記を希望する氏名又は通称		
現住所	〒　－ 携帯電話（　　）　－　　電話（　　）　－				
所属事業場 住所	〒　－ 電話（　　）　－				
所属事業場 事業場名					
所属事業場 連絡担当者	所属部署 職氏名　　電話（　　）　－				
修了証等の送付先	修了証・不合格通知書は、現住所へ郵送します。現住所以外を希望する場合は郵送先を記入してください。	〒　－ 電話（　　）　－			

経験年数（満18歳以上）				
①	足場作業特別教育修了後の経験年数		年　月～　年　月	通算　年　ヶ月
	足場作業特別教育修了年月日		年　月　日	
②	平成29年6月30日までに３年以上の経験年数（大卒等は２年）		年　月～　年　月	通算　年　ヶ月
③	平成27年７月１日以前から作業従事、足場作業特別教育修了後と合わせて３年以上の経験年数（大卒等は２年）	平成29年６月30日までの経験年数	年　月～　年　月	通算　年　ヶ月
		足場作業特別教育修了後の経験年数	年　月～　年　月	
	足場作業特別教育修了年月日		年　月　日	

証明	
	【事業主証明】上記の経験年数に相違ないことを証明します。 所在地 事業場名 代表者職氏名　　㊞

科目免除希望（○印を記入）	有　無	証明する書面（修了証等の写し）を添付してください。

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和　　年　　月　　日

申込者
（受講者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【※事務局記入欄】

専門	関連	教育	法令	計	判定	修了証番号	号
					合・否	修了証交付年月日	令和　年　月　日
(16/40)	(12/30)	(6/15)	(6/15)	(60/100)			

【申込書記入にあたっての注意事項】

１．案内書1ページ【1.受講資格】の注意事項

受講資格の経験年数は、すべて満１８歳以上の経験年数です。満１８歳未満の者は足場の組立等の作業を行うことが出来ません。	
①	**足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等の作業に３年以上従事した経験を有する者** **（例）**平成２９年９月３０日に足場作業特別教育を修了し、その後令和３年９月３０日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「平成２９年１０月～令和３年９月　通算４年０ヶ月」となり、受講出来ます。 「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」①の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。
②	**大卒等で足場作業特別教育を修了した後、足場の組立て等の作業に２年以上従事した経験を有する者** **（例）**令和元年３月３１日に足場作業特別教育を修了し、その後令和３年９月３０日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「令和元年４月～令和３年９月　通算２年６ヶ月」となり、受講出来ます。 「足場作業特別教育修了証」の写しと「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」①の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。
③	**職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練等を修了した者で、その後足場の組立て等の作業に２年以上従事した経験を有する者** **（例）**令和元年３月３１日にとび科の訓練等を修了し、その後令和３年９月３０日まで、足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「令和元年４月～令和３年９月　通算２年６ヶ月」となり、受講出来ます。 「当該訓練等に係る修了証等」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の①に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。①の「足場作業特別教育修了後の経験年数」は「訓練等修了後の経験年数」と読み替えます。
④㋐	**平成２９年６月３０日までに３年以上の経験年数を有する者** **（例）**平成２１年４月１日から平成２５年３月３１日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「平成２１年４月～平成２５年３月　通算４年０ヶ月」となり、受講出来ます。 受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。 「足場作業特別教育修了証」の写しは不要です。
④㋑	**大卒等で平成２９年６月３０日までに２年以上の経験年数を有する者** **（例）**平成２７年４月１日から平成２９年６月３０日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。 経験年数は、「平成２７年４月～平成２９年６月　通算２年３ヶ月」となり、受講出来ます。 「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」の欄の②に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。 「足場作業特別教育修了証」の写しは不要です。
④㋒	**平成２７年７月１日以前から足場の組立て等の作業に従事していて、平成２９年６月３０日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数(平成２９年６月３０日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成２９年７月１日以降の経験年数)の合計が３年以上ある者** **（例）**平成２７年４月１日から平成２９年６月３０日まで足場の組立て等の作業に従事し、その後令和２年３月３１日に足場作業特別教育を修了し、令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。経験年数は、「平成２９年６月３０日までの経験年数　平成２７年４月１日～平成２９年６月３０日」、「足場作業特別教育修了後の経験年数　令和２年４月１日～令和３年３月３１日」、「通算３年３ケ月」となり、受講出来ます。「足場作業特別教育修了証」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」③の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。
④㋓	**大卒等で平成２７年７月１日以前から足場の組立て等の作業に従事していて、平成２９年６月３０日以前の経験年数と足場作業特別教育修了後の経験年数（平成２９年６月３０日以前に足場作業特別教育を修了している場合は、平成２９年７月１日以降の経験年数)の合計が２年以上ある者** **（例）**平成２７年４月１日から平成２８年６月３０日まで足場の組立て等の作業に従事し、その後令和２年３月３１日に足場作業特別教育を修了し、令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで足場の組立て等の作業に従事した場合。経験年数は、「平成２９年６月３０日までの経験年数　平成２７年４月１日～平成２８年６月３０日」、「足場作業特別教育修了後の経験年数　令和２年４月１日～令和３年３月３１日」、「通算２年３ケ月」となり、受講出来ます。「足場作業特別教育修了証」の写しと「学校の卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）」の写しを添付し、受講申込書の「経験年数」③の欄に経験年数等を記入して事業主証明を受けてください。

２．その他の注意事項

１．この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
２．個人事業主が受講する場合、経験年数の証明は第三者の証明が必要です。自ら証明することは出来ません。
３．経験年数等の事業主が証明した事項を訂正する場合は、事業主証明欄の印鑑と同じ印鑑で訂正してください。修正液や受講者の印鑑は認められません。
４．申込書に記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

「足場の組立て等作業主任者技能講習」受講資格確認フローチャート

（このフローチャートで受講資格の有無をご確認ください）

※　以下の各項目のすべてについて、満18歳未満の年数は経験年数に算入出来ません。

※　大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者及びとび科の職業訓練等を修了した者については、経験年数の「３年」を「２年」と読み替えます。
（証明書類（卒業証明書等のコピー）が必要です。）

「足場作業特別教育」を修了していますか？

はい

「足場作業特別教育」を修了した後、足場の組立等作業に従事した経験年数が「3年以上」ありますか？

はい

受講できます。申込書の経験年数①を記入して事業主証明を受けてください。また証明書類を添付してください。

いいえ

いいえ

次の２つの条件の両方に該当しますか？（１つのみは不可）

①　平成27（2015）年6月30日以前から足場の組立等作業に従事している。

②　「足場の組立等作業に従事してから平成29（2017）年6月30日までの経験年数（足場作業特別教育修了後の経験年数が重なる場合は、重なる年数を除く）」と「足場作業特別教育修了後の経験年数」の合計が「3年以上」ある。

はい

受講できます。申込書の経験年数③を記入して事業主証明を受けてください。また証明書類を添付してください。

いいえ

次の２つの条件の両方に該当しますか？（１つのみは不可）

①　平成27（2015）年6月30日以前から足場の組立等作業に従事している。

②　「足場の組立等作業に従事してから平成29（2017）年6月30日までに経験年数が「３年以上」ある。

はい

受講できます。申込書の経験年数②を記入して事業主証明を受けてください。

いいえ

受講できません。

（2021.12. 1）

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する**足場の組立て等作業主任者技能講習**は、
厚生労働省の人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の支給対象となっています。
助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、
申請手続きを取られますようご案内いたします。

《主な支給要件》

1．資本金が３億円以下、又は従業員が300人以下であること
2．雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3．助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4．受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5．受講者から講習費用を徴収していないこと

《助　成　額》

1．経費助成

① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合　支給対象費用の**３／４**
② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合　35歳未満　支給対象費用の**７／10**
　　35歳以上　支給対象費用の**９／20**

2．賃金助成

① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合　一人当たり日額　**8,550円**〔9,405円〕
② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合　一人当たり日額　**7,600円**〔8,360円〕
※〔　〕内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3．生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

《その他留意点》

1．支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して**２ヵ月以内**に、必要書類一式を北海道労働局（又は管轄都府県労働局）に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※　助成金の提出先及び手続等に関するお問い合わせ先
北海道労働局職業安定部　職業対策課雇用対策係
札幌市北区北８条西２丁目1－1　第１合同庁舎３Ｆ　電話011－738－1043

※　この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局（又は厚生労働省）のホームページからダウンロード出来ます。
当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2．支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書（建技様式第３号別紙１）」の**受講証明**は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会　北海道支部
札幌市中央区北４条西３丁目１ 北海道建設会館７階 電話011－261－6187

※　講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

講習会を申込み・受講される皆様へ

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止を図るため、下記注意事項をご理解のうえ、受講の申込み及び受講をお願いいたします。

1　次の項目に該当する方は受講できません。
①マスクを着用していない方（マスクはご持参ください）
②風邪症状等による体調不良の方
③体温 37.5 度以上の方（ただし、平熱が高い方につきましては数日前にご相談ください。）

2　講習開始後に体調不良となられた方は退席をお願いします。

3　会館内ではマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、消毒液による手指の消毒をお願いいたします。マスクは講習中だけでなく休憩中も着用してください。

4　当該講習会については、新型コロナウイルスの感染状況により、中止にすることがあります。

5　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、受講日付近において発熱等の風邪症状が見受けられる場合は、受講の見合わせをご検討くださいますようお願いいたします。
　なお、感染防止のために受講を取りやめる方は、受講料の返金等を行いますので事務局（0143-25-1255）へご連絡ください。

令和４年１２月１５日

建設業労働災害防止協会北海道支部室蘭分会
（略：建災防室蘭分会）事務局